

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：平成30年8月13日（平成30年（独情）諮問第50号）及び同年10月1日（同第57号）

答申日：平成31年1月23日（平成30年度（独情）答申第55号及び同第57号）

事件名：学士課程において特定教員等が担当した講義科目に係る定期試験問題（特定年度分）の不開示決定に関する件  
学士課程において特定教員等が担当した講義科目に係る定期試験問題（特定期間分）の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、その全部を不開示とした各決定について、諮問庁が別紙の4に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、その全部を不開示とすべきとしていることについては、本件対象文書2を追加して特定すべきとしていることは妥当であるが、別紙の5に掲げる文書を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月27日付け30新大総第12号及び同年6月26日付け30新大総第49号により、国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書1（平成30年（独情）諮問第50号）

###### ア 本件請求文書の存在について

原処分1は、特定教員A及び特定教員Dの担当の科目については、定期試験問題が不存在であるため、不開示とされている。

しかし、処分庁において公開されているシラバスを参照すれば、両氏の当該科目の評価方法は、定期試験（レポート試験を含む。）と

されているものも存在し、少なくとも、一度は試験問題が作成されたことが推認される。

とすれば、両氏の担当科目の試験問題は一度作成された後に、破棄されたということになる。

しかしながら、処分庁の規定によれば、試験問題及び答案用紙の保存期間は少なくとも5年であり、昨年度の試験問題は作成からまだ1年もたっておらず、破棄されているはずがない。特に、特定教員Aは特定職であるから、そんなことは絶対にありえないことである。いや、あってはならない。

仮に、試験問題が破棄されたとすれば、試験結果、ひいては学生の単位認定について疑義が生じたとしても、適切に対応できず、重大な教育上の支障が生じるであろう。

以上のように、両氏の担当の試験問題が存在しないというのは、到底ありえず、文書が不存在とするのは、理由がない。

また、処分庁のシラバスによれば、請求対象とした5氏の担当科目は外にも存在していることも明らかである。その科目については、試験が行われなかった可能性もあるが、科目名及び評価方法を見る限り、試験が行われたであろう科目も存在する。これら科目の試験問題について、文書の特定から外れ、結果として不開示となっていることも、理由がなく、違法である。

敷衍すれば、処分庁の文書の特定及びその探索が極めて杜撰であり、それが、理由のない文書の不存在ということにつながっていると指摘せざるを得ない。文書の探索は、事務職員が、教員に、試験問題があるなら出してくれとお願いし、その結果を鵜呑みにするのみであったのだろう。ましてや特定教員Aは特定職である。彼に提出を強く求めることの出来る地位にある人物が、しっかりと提出を求めたのだろうか。教員のパソコンの内部データの探索を行ったのだろうか。そもそも教務上重要な意味を持つ試験問題を教員の杜撰な管理のみに委ねているのだとすれば、これは重大な問題であるということを付言しておきたい。しっかりと文書管理を求めたい。

#### イ 法5条及び7条の該当性について

原処分1は、法5条4号柱書きに該当し、不開示としている。

まず、原処分1は、法5条4号柱書きに該当するとするのみで、同号のイないしトのどの具体的な業務支障等があるのかについては、全く触れられていない。このこと自体が、本件文書を開示したとしても、それによる業務支障等などありえないことを物語っている。4号柱書きだけではなく、イないしトのどれに該当するのかを具体

的に明示すべきであり、この点において、既に違法ないしは、理由がないことになる。

本件開示文書は、学生の受けた過去の試験問題である。どうして、これを公開することが業務支障となるのだろうか。処分庁においては、外部に公開することなど到底できないような、試験を実施しているというのだろうか。また、学生等に対し、過去問の公開を一切行っていないとでもいうのだろうか。もし、本件文書が公開できないのだとすれば、そもそも、それよりも重要な意義を持つだろう入学試験問題も公開されるべきではない。しかしながら、処分庁は、入学試験問題については全て公開しているのである。

このように、法5条4号に該当しないことは明らかである。

仮に、百歩譲って、何らかの業務支障が生じたとしても、試験問題を公開することは、学生にとって、重大な意義、利益につながるし、大学において行われている教授研究の内容を、一般に広めることにもつながり、これも大きな利益がある。したがって、仮に法5条4号に該当したとしても、法7条により、裁量的に開示されるべきことも、念のため、付言しておきたい。

## (2) 審査請求書2（平成30年（独情）諮問第57号）

### ア 本件請求文書の存在について

原処分2は、一部の講義科目について、定期試験問題が不存在であるため、不開示とされている。

しかし、処分庁において公開されているシラバスを参照すれば、当該科目の評価方法は、定期試験（レポート試験を含む。）とされているものも存在し、少なくとも、一度は試験問題が作成されたことが推認される。とすれば、これら科目の試験問題は一度作成された後に、破棄されたということになるだろう。

しかしながら、処分庁の規定によれば、試験問題及び答案用紙の保存期間は少なくとも5年であり、まだ保存期間内であることは明らかであり、破棄されているはずがない。特に、特定教員Aは特定職であるから、そんなことは絶対にありえないことである。いや、あってはならない。

仮に、試験問題が破棄されたとすれば、試験結果、ひいては学生の単位認定について疑義が生じたとしても、適切に対応できず、重大な教育上の支障が生じるであろう。

以上のように、これら科目のうち、少なくとも科目については、実際に現在でも試験問題が存在すると推認するのが合理的であり、これら文書が不存在とするのは、理由がない。

また、特定教員D担当の科目については、今回の決定では1科目も

触れられていない。特定教員Dが2016年以前において、科目を全く担当しなかったという、特殊な事情でも存在したとでもいうのだろうか。もちろん、病気そのほかやむを得ない事情があったのかもしれないが、そのような事情がなければ、講義を1科目も担当せず常勤職員の職を得ているというパラダイス大学であると言わなければならない。しかし、処分庁はそのようなパラダイス大学ではないのだから、やはり、講義を担当したにもかかわらず、今回の決定から漏れたということなのだろう。

したがって、特定教員D担当の試験問題が、原処分2で触れられず、結果として非開示となるのは、理由がない。

さらに、その他の各氏の試験科目に関しては、2011年度以前の科目について、原処分2で触れられていない。仮に、文書の保存期間が5年であったとしても、それ以前の文書が結果として保存されていたとすれば、その文書もまた公開請求対象となる。

おそらくは、担当者が直接又は間接的に、5氏に対して、2012年以降についてのみ、文書の探索を求め、それ以前作成の文書については、全く探索行為をしていないということなのだろう。結果として、全て破棄しているのだとすれば、非公開は妥当ということになるだろうが、そのようなことがあり得るのだろうか。現に、特定教員Eは、処分庁管理のウェブサイトにおいて、1996年頃からの試験問題があることを公言している。

このように、2011年以前の科目についても、少なくない科目の試験問題が存在していることは明らかであり、これらの科目の存在について触れていない原処分2は違法である。

敷衍すれば、処分庁の文書の特定及びその探索が極めて杜撰であり、それが、理由のない文書の不存在ということにつながっていると指摘せざるを得ない。文書の探索は、事務職員が、教員に、試験問題があるなら出してくれとお願いし、その結果を鵜呑みにするのみであったのだろう。ましてや特定教員Aは特定職にある人物である。彼に提出を強く求めることの出来る地位にある人物が、しっかりと提出を求めたのだろうか。教員のパソコンの内部データの探索を行ったりもしたのだろうか。そもそも教務上重要な意味を持つ試験問題を教員の杜撰な管理のみに委ねているのだとすれば、これは重大な問題であるということをおきたい。しっかりと文書管理を求めたい。

#### イ 法5条及び7条の該当性について

原処分2は、法5条4号柱書きに該当し、不開示としている。

まず、原処分2は、法5条4号柱書きに該当するとするのみで、同

号のイないしトのどの具体的な業務支障等があるのかについては、全く触れられていない。このこと自体が、本件文書を開示したとしても、それによる業務支障等などありえないことを物語っている。同号柱書きだけではなく、イないしトのどれに該当するのかを具体的に明示すべきであり、この点において、既に違法ないしは、理由がないことになる。

本件開示文書は、学生の受けた過去の試験問題である。どうして、これを公開することが業務支障となるのだろうか。処分庁においては、外部に公開することなど到底できないような、試験を実施しているというのだろうか。また、学生等に対し、過去問の公開を一切行っていないとでもいうのだろうか。

実際、特定教員Eは、実際に処分庁管理のウェブサイトにおいて、過去の試験問題を公開しているのである。これは重大な秘密漏洩行為ということにでもなるのだろうか。

もし、本件文書が公開できないのだとすれば、そもそも、それよりも重要な意義を持つだろう入学試験問題も公開されるべきではない。しかしながら、処分庁は、入学試験問題については全て公開しているのである。

このように、法5条4号に該当しないことは明らかである。

仮に、百歩譲って、何らかの業務支障が生じたとしても、試験問題を公開することは、学生にとって、重大な意義、利益につながるし、大学において行われている教授研究の内容を、一般に広めることにもつながり、これも大きな利益がある。したがって、仮に法5条4号に該当したとしても、法7条により、裁量的に開示されるべきことも、念のため、付言しておきたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書1（平成30年（独情）諮問第50号）

本件に係る開示請求内容は、学士課程における定期試験問題（ただし、特定教員A、特定教員B、特定教員C、特定教員D、特定教員Eが担当した講義科目（オムニバスを含む。）に限る。）（平成29年度分）である。

##### （1）審査請求に係る開示決定等

請求対象文書を特定するに当たり5人の教員の平成29年度シラバスを確認し、学士課程における全科目のうちから演習科目を除き、開示請求者の求める講義科目のみを特定した。

上記のとおり請求対象文書として特定した学士課程における講義科目に係る定期試験問題は、法5条4号柱書き「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又

は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、不開示とした。

また、本学では、各学部で設定する一定の期間内において、授業時間帯に実施するものを定期試験としており、授業時間外で学生が課された課題について提出するレポートは定期試験に含まれないため、レポートによる評価を行っている講義科目については定期試験問題が不存在のため、不開示とした。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

(上記第2の2(1)と同様の内容であるので記載省略)

(3) 審査請求の理由に対する本学の意見

ア 本件請求文書の存在について

本件に係る法人文書を特定するに当たっての本学の考え方は、次のとおりである。

(ア) 開示請求内容は、5人の教員が担当した「講義科目」に限定されているため、それ以外の演習等の授業形態であるものは除いた。

(イ) 本学では各学部で設定する一定の期間内において授業時間帯に実施するものを定期試験としているため、授業時間外で学生が課された課題について提出する「レポート」等は、定期試験に含まない。

この考え方にに基づき、文書を特定した結果、特定教員A及び特定教員Dの担当科目については定期試験以外での評価を行っているため、定期試験問題は不存在であるという決定を行った。

また、審査請求人の請求対象とした5人の教員の担当科目は外にも存在していると思われるとの見解であるが、これについても上記(ア)のとおり、演習等の授業形態であるものは、文書の特定から外したものである。

よって、今回、文書の特定から除かれた文書が適切に保存されていないということではない。

イ 法5条の該当性について

法5条4号は、独立行政法人等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であるため、同情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからトまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

よって、同号のイないしトのどの業務支障等があるのかについて、必ずしも記載するものではない。

また、学生の受けた過去の試験問題であるから、公開できないことはあり得ないとの審査請求人の見解であるが、本学ではこれについても理由がないと考える。

本学では、情報公開・個人情報保護審査会の平成27年5月27日（平成27年度（独情）答申第13号）答申に基づき、本件に係る措置の検討を行った。

上記答申では、東京大学法科大学院定期試験問題の法5条4号柱書きによる不開示決定について、次の理由により妥当であると判断している。

(ア) 研究者である教員が、その専門分野での研究成果を基にして学生に専門的な知識を教授するという大学教育の基本的なあり方を前提とすれば、教育の内容・その成果をはかる定期試験問題は、法人の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために公開することが義務づけられるようなものではない。

(イ) 東京大学法科大学院に入学しなくても、同じ情報（定期試験の過去問題）にアクセスできるのでは、所定の入学試験・手続きを経て入学し、授業料という正当な対価を支払って在学している学生にとって、入学・在学の利益が大きく損なわれる。このことは、大学としての事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、大学経営上の正当な利益を害するおそれがある。

以上の答申の理由に基づき、本学に係る本件定期試験問題についても不開示とした決定は維持すべきであると判断する。

ウ 法7条の該当性について

上記イの理由のとおり、当該内容を公にしてまでも上回る公益上の必要性はないと判断する。

以上のことから、原処分2は、維持すべきであると判断する。

## 2 理由説明書2（平成30年（独情）諮問第57号）

本件に係る開示請求内容は、学士課程における定期試験問題（ただし、特定教員A、特定教員B、特定教員C、特定教員D、特定教育Eが担当した講義科目（オムニバスを含む。）に限る。）（平成24年度から平成28年度分）である。

### (1) 審査請求に係る開示決定等

請求対象文書を特定するに当たり5人の教員の平成24年度から平成28年度までのシラバスを確認し、学士課程における全科目のうちから演習科目を除き、開示請求者の求める講義科目のみを特定した。

上記のとおり請求対象文書として特定した学士課程における講義科目に係る定期試験問題は、法5条4号柱書き「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報で

あって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、不開示とした。

また、本学では、各学部で設定する一定の期間内において、授業時間帯に実施するものを定期試験としており、授業時間外で学生が課された課題について提出するレポートは定期試験に含まれないため、レポートによる評価を行っている講義科目については定期試験問題が不存在のため、不開示とした。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

(上記第2の2(2)と同様の内容であるので記載省略)

(3) 審査請求の理由に対する本学の意見

ア 本件請求文書の存在について

本件に係る法人文書を特定するに当たっての本学の考え方は、次のとおりである。

(ア) 開示請求内容は、5人の教員が担当した「講義科目」に限定されているため、それ以外の演習等の授業形態であるものは除いた。

(イ) 本学では各学部で設定する一定の期間内において授業時間帯に実施するものを定期試験としているため、授業時間外で学生が課された課題について提出する「レポート」等は、定期試験に含まない。

この考え方にに基づき、文書を特定した結果、定期試験以外での評価を行っている講義科目については、定期試験問題は不存在であるという決定を行った。

また、特定教員D担当の講義科目については、全てレポートでの評価であったため、定期試験不存在のため不開示としている。不開示決定の際に、法人文書不開示決定通知書に記載しなかった過誤は認める。

なお、本学における定期試験問題の文書保存期間は5年間である。毎年度、各部署から、当該部署で保存されている法人文書について報告を受けている。平成29年度の当該報告において、特定学部A及び特定学部Bの定期試験問題に関し保存期間の5年を延長して保存しているものはなかった。よって、事務部から当該文書を特定する依頼をする際に、過去5年間の平成24年度以降のものについて探索したことは適法である。

イ 法5条の該当性について

法5条4号は、独立行政法人等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であるため、同情報を含むことが容易に想定されるものを



「次に掲げるおそれ」としてイからトまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。よって、同号のイないしトのどの業務支障等があるのかについて、必ずしも記載するものではない。

また、学生の受けた過去の試験問題であるから、公開できないことはあり得ないとの審査請求人の見解であるが、本学ではこれについても理由がないと考える。

本学では、情報公開・個人情報保護審査会の平成27年5月27日（平成27年度（独情）答申第13号）答申に基づき、本件に係る措置の検討を行った。

同答申では、東京大学法科大学院定期試験問題の法5条4号柱書きによる不開示決定について、次の理由により妥当であると判断している。

- (ア) 研究者である教員が、その専門分野での研究成果を基にして学生に専門的な知識を教授するという大学教育の基本的なあり方を前提とすれば、教育の内容・その成果をはかる定期試験問題は、法人の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために公開することが義務づけられるようなものではない。
- (イ) 東京大学法科大学院に入学しなくても、同じ情報（定期試験の過去問題）にアクセスできるのでは、所定の入学試験・手続きを経て入学し、授業料という正当な対価を支払って在学している学生にとって、入学・在学の利益が大きく損なわれる。このことは、大学としての事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、大学経営上の正当な利益を害するおそれがある。

以上の答申の理由に基づき、本学においてもこの考え方（上記（ア）及び（イ））に一致するため、定期試験問題についても不開示とした決定は維持すべきであると判断する。

なお、特定教員Eはウェブサイトにおいて過去の試験問題が公開されているとのことであるが、このことをもって、上記の考え方を曲げるものではない。

#### ウ 法7条の該当性について

上記イの理由のとおり、当該内容を公にしてまでも上回る公益上の必要性はないと判断する。

以上のことから、原処分2は、維持すべきであると判断する。

### 3 補充理由説明書（平成30年（独情）諮問第57号）

本件諮問事件について、原処分2の不開示部分及び不開示とする理由欄を訂正すべき事項並びに本件に係る対象文書として新たに特定すべき

文書の存在について、新たに確認したので、以下に説明するものである。

(1) 原処分2の不開示部分及び不開示とする理由欄を訂正すべき事項について

ア 別紙の4に掲げる文書58ないし文書60（別紙の3に掲げる文書⑥、文書⑪及び文書⑫と同じ）について、定期試験問題が不存在であることを理由として不開示としていたところ、当該定期試験問題の存在が確認できたので、原処分2の不開示部分及び不開示とする理由欄を「全部不開示（理由：事業及び事務の性質上事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）」に訂正する。

イ 法人文書不開示決定通知書の記載誤りについて

(ア) 当該通知書別紙の2枚目の上から13段目部分（別紙の3に掲げる文書⑬）は、4枚目の上から3段目部分と同一の科目であり、かつ2枚目の上から13段目部分の対象文書名は正確ではないことから、削除する。

(イ) 当該通知書別紙の2枚目の最終段部分のうち請求のあった法人文書欄の「学士課程における定期試験問題 2016年度」（別紙の3に掲げる文書⑭）は、「学士課程における定期試験問題 2015年度」の誤りであるので、訂正する。

(2) 本件に係る対象文書として新たに特定すべき文書について

ア 別紙の4に掲げる文書61ないし文書65について、新たに特定することとし、事業及び事務の性質上当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、全部不開示とする。

イ 以下の2文書（以下の2文書はオムニバス科目であり、それぞれ同一の文書）は、本来、新たに特定すべき文書に当たるものの、既に破棄してしまっているため、不存在である。

当該文書は、主担当教員である特定教員Fのみが保管しており、特定教員A及び特定教員Eは保管していなかった。一方で、特定教員Fは、本件開示請求の事実について把握していなかったため、本学で定める保存期間満了後の平成30年4月に破棄したものである。いずれにしても、平成30年2月27日の開示請求の際、適切に特定を行っていれば、破棄という事態に至らなかったものである。

(ア) 特定教員Aの2012年度科目11

(イ) 特定教員Eの2012年度科目11

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 平成30年8月13日 諮問の受理（平成30年（独情）諮問第50号）

- ② 同日 諮問庁から理由説明書 1 を收受（同上）
- ③ 同年 9 月 4 日 審議（同上）
- ④ 同年 10 月 1 日 諮問の受理（平成 30 年（独情）諮問第 57 号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書 2 を收受（同上）
- ⑥ 同月 22 日 本件対象文書の見分（平成 30 年（独情）諮問第 50 号）及び審議（平成 30 年（独情）諮問第 50 号及び同第 57 号）
- ⑦ 同年 11 月 5 日 本件対象文書の見分及び審議（平成 30 年（独情）諮問第 57 号）
- ⑧ 同月 29 日 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上）
- ⑨ 平成 31 年 1 月 21 日 平成 30 年（独情）諮問第 50 号及び同第 57 号の併合並びに審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書 1 を特定し、その全部を法 5 条 4 号柱書きに該当するとして不開示とするとともに、別紙の 3 に掲げる文書については、不存在であるとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

審査請求人は、不存在とされた別紙の 3 に掲げる文書を含め、本件対象文書 1 以外にも本件請求文書に該当する文書を保有しているはずであり、また、本件対象文書 1 を開示すべきであるとして原処分の取消しを求めている。

ところで、諮問庁の理由説明書によると、原処分の各不開示決定通知書に記載していないが、別紙の 3 に掲げる文書以外にも新潟大学において保有していない文書があるとのことであり、諮問庁が下記 2（1）イのとおり説明することからすると、結局、原処分は、本件請求文書のうち新潟大学が保有している文書は本件対象文書 1 であり、これ以外に開示請求の対象となる文書を保有していないとして本件対象文書 1 のみを特定し、その全部を法 5 条 4 号柱書きにより不開示としたものと解され、審査請求人も、その文書特定と不開示情報該当性を争うものと解される。

諮問庁は、本件審査請求を受けて改めて文書探索を行い、存在が確認された別紙の 4 に掲げる文書（本件対象文書 2）を追加して特定することとするが、これ以外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しておらず、また、本件対象文書 2 は、本件対象文書 1 と同様に法 5 条 4 号柱書きに該当するので、その全部を不開示とすべきとしている。

そこで、以下、本件対象文書1及び諮問庁から提示を受けた本件対象文書2の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件は、「学士課程における定期試験問題（ただし、特定教員A、特定教員B、特定教員C、特定教員D、特定教員Eが担当した講義科目（オムニバスを含む。）に限る。）」の開示を求めるものである。新潟大学における授業の区分は、講義及び演習等であるが、本件開示請求は「講義科目」に限定されているので、審査請求人が摘示する5名の教員に対し、講義科目の定期試験問題を提出するよう求めたところ、本件対象文書1が提出されたので、これらを特定し、法5条4号柱書きにより全部不開示とする原処分を行った。

イ 原処分では、別紙の3に掲げる文書を不存在により不開示としたが、それ以外にも、特定教員D担当の講義科目は全てレポートでの成績評価であったため、定期試験問題を保有していない。また、新潟大学における定期試験問題の文書保存期間は5年であり、2011年度以前の定期試験問題については保有していない。これらの点を、法人文書不開示決定通知書に明示していないが、原処分の趣旨は、新潟大学において保有している文書は本件対象文書1のみであり、それ以外は開示請求の対象として特定すべき文書を保有していないということである。

ウ 審査請求人は、特定教員Eは、処分庁管理のウェブサイトにおいて1996年頃からの試験問題があることを公言している旨主張するが、個々の教員が文書保存期間を超えて個人的に保管している可能性はあるものの、新潟大学において法人文書として管理している定期試験問題は、2012年度以降のものに限られる。

エ 理由説明書では、原処分及び諮問の時点において、審査請求人が摘示する5名の教員のシラバスを確認したなどと説明したが、実際には確認しておらず、今回（諮問後）、シラバスの確認を行った上で、改めて文書の探索を行った。その結果、補充理由説明書で説明するとおり、別紙の4に掲げる文書（本件対象文書2）を保有していることが判明したので、これらを新たに特定することとした。また、特定教員A及び特定教員Eの2012年度科目11も、開示請求があった時点で保有しており、本来、特定すべきであったと認められたが、これは既に破棄してしまった。

オ 以上のとおり、本件対象文書2を追加して特定することとするが、本件対象文書1及び本件対象文書2の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書は存在しない。

(2) 以下、検討する。

原処分及び諮問の時点においてシラバスの確認を行わなかったこと及び特定すべき文書を破棄したことについては、下記5の付言のとおりであるが、上記(1)の諮問庁の説明は不自然・不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、新潟大学において、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書1について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書1の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

研究者である教員が、その専門分野での研究成果を基にして学生に専門的な知識を教授するという大学教育の基本的な在り方を前提とすれば、教育の内容・その成果を測る定期試験問題は、法人の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために公開することが義務付けられるようなものではない。また、本学に入学しなくても、同じ情報（定期試験の過去問題）にアクセスできるのでは、所定の入学試験・手続を経て入学し、授業料という正当な対価を支払って在学している学生にとって、入学・在学の利益が大きく損なわれる。

以上のことから、本件対象文書を公にした場合、新潟大学の入学試験や学生の就職活動等に影響を及ぼすこととなり、大学運営業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条4号柱書きに該当する。

イ 本件対象文書1は、新潟大学学士課程における教育の内容・その成果を測るための定期試験問題であるところ、下記ウを除く部分は、一般に公にされている事情は認められず、そうすると、当該部分を公にした場合、新潟大学の入学試験や学生の就職活動等に影響を及ぼすこととなり、大学運営業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、本件対象文書1のうち特定教員Eの2012年度から2016年度までの定期試験問題（文書41ないし文書57）につ

いては、当審査会事務局職員をして、確認させたところ、新潟大学ウェブサイト上に特定教員Eの個人HPのリンク先が掲載され、当該リンク先から文書41ないし文書57が確認できることが認められた。

そうすると、文書41ないし文書57は、常時、新潟大学ウェブサイトから確認することが可能である状態に置かれているといわざるを得ず、このような状態になっている以上、これを改めて公にしたとしても、そのことにより、大学運営業務の適正な遂行等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

したがって、本件対象文書1のうち文書41ないし文書57については、法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

#### (2) 本件対象文書2について

ア 諮問庁は、本件対象文書2について追加して特定することとするが、法5条4号柱書きに該当するので、その全部を不開示とすべきとしている。

イ 本件対象文書2も、新潟大学学士課程における定期試験問題であり、文書65を除く部分は、一般に公にされている事情は認められないから、上記(1)イと同様の理由により、法5条4号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 他方、文書65は、文書41ないし文書57と同様に新潟大学ウェブサイトから確認することが可能であるから、上記(1)ウと同様の理由により、法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、上記3において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 付言

(1) 諮問庁は、理由説明書において、5人の教員のシラバスを確認し特定したと説明しているものの、実際には、諮問庁においてシラバスを確認していなかったことが判明した。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、シラバスによる具体的な確認作業の経緯等について確認させたことを契機として、諮問庁は、シラバスによる確認を行い、補充理由説明書において、本件対象文書2を新たに特定するとしているものの、このような本件における諮問庁の対応は極めて不誠実なものであり、当審査会の審議に支障を生じさせ、

「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁は、今後の開示決定等及び審査請求への対応に当たっては、このような不誠実な対応をすることのないよう、適切に対応することが強く望まれる。

- (2) さらに、上記(1)のシラバスの確認において、本来、新たに特定すべき文書に当たるものとして特定教員A及び特定教員Eの2012年度科目11に係る定期試験問題が存在していたことが確認されたものの、これらは現時点においては、既に破棄されていたことが判明した。

これは、諮問庁が上記第3の3(2)イにおいて説明する事情を考慮するとしても、結果的に違法であったという外なく、本件のような事態は、ひとえに文書管理意識の欠如に起因するものと思われ、今後は、新潟大学全体において開示決定等に係る法人文書の破棄等という事態を絶対に起こさぬよう日頃の文書管理を徹底することが望まれる。

- (3) また、原処分2に係る不開示決定通知書において、2011年度以前の定期試験問題及び特定教員Dの定期試験問題が不存在であることが明示されていないところ、当該不開示決定通知書の記載内容から、これらが不存在を理由として不開示としたものと解されることから、取消しを要するほどの理由提示の不備があるとは認められないが、特定教員Dは審査請求人が法人文書開示請求書において摘示している者の一人であること及び別紙の3に掲げる文書のように定期試験問題が不存在である科目の名称等が記載されている部分もあることから、当該通知書の記載は誤解を生じかねず、理由提示の趣旨に照らし、不適切なものといわざるを得ない。

処分庁は、今後の開示決定等に当たっては、正確かつ慎重な対応が望まれる。

## 6 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その全部を法5条4号柱書きに該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、その全部を同号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、新潟大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定すべきとしていることは妥当であり、本件対象文書のうち別紙の5に掲げる文書を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別紙の5に掲げる文書は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件請求文書

学士課程における定期試験問題（ただし、特定教員A，特定教員B，特定教員C，特定教員D，特定教員Eが担当した講義科目（オムニバスを含む。）に限る。）

### 2 本件対象文書1

文書1	特定教員B	2017年度科目2
文書2	特定教員B	2017年度科目3
文書3	特定教員C	2017年度科目4
文書4	特定教員C	2017年度科目5
文書5	特定教員E	2017年度科目9
文書6	特定教員E	2017年度科目10
文書7	特定教員B	2017年度科目11
文書8	特定教員A	2013年度科目13
文書9	特定教員A	2014年度科目13
文書10	特定教員A	2014年度科目14
文書11	特定教員A	2015年度科目14
文書12	特定教員A	2015年度科目13
文書13	特定教員B	2012年度科目15
文書14	特定教員B	2012年度科目16
文書15	特定教員B	2012年度科目17
文書16	特定教員B	2012年度科目18
文書17	特定教員B	2012年度科目19
文書18	特定教員B	2013年度科目16
文書19	特定教員B	2013年度科目19
文書20	特定教員B	2014年度科目16
文書21	特定教員B	2014年度科目19
文書22	特定教員B	2014年度科目17
文書23	特定教員B	2015年度科目16
文書24	特定教員B	2015年度科目19
文書25	特定教員B	2015年度科目17
文書26	特定教員B	2016年度科目16
文書27	特定教員B	2016年度科目21
文書28	特定教員B	2016年度科目19
文書29	特定教員C	2012年度科目23
文書30	特定教員C	2012年度科目5
文書31	特定教員C	2012年度科目24



文書 3 2	特定教員 C	2 0 1 3 年度科目 2 4
文書 3 3	特定教員 C	2 0 1 3 年度科目 5
文書 3 4	特定教員 C	2 0 1 4 年度科目 2 4
文書 3 5	特定教員 C	2 0 1 4 年度科目 5
文書 3 6	特定教員 C	2 0 1 5 年度科目 4
文書 3 7	特定教員 C	2 0 1 5 年度科目 2 5
文書 3 8	特定教員 C	2 0 1 5 年度科目 5
文書 3 9	特定教員 C	2 0 1 6 年度科目 4
文書 4 0	特定教員 C	2 0 1 6 年度科目 5
文書 4 1	特定教員 E	2 0 1 2 年度科目 2 6
文書 4 2	特定教員 E	2 0 1 2 年度科目 2 7
文書 4 3	特定教員 E	2 0 1 2 年度科目 2 8
文書 4 4	特定教員 E	2 0 1 4 年度科目 2 6
文書 4 5	特定教員 E	2 0 1 5 年度科目 2 6
文書 4 6	特定教員 E	2 0 1 6 年度科目 2 6
文書 4 7	特定教員 E	2 0 1 6 年度科目 3 0
文書 4 8	特定教員 E	2 0 1 3 年度科目 3 1
文書 4 9	特定教員 E	2 0 1 4 年度科目 3 1
文書 5 0	特定教員 E	2 0 1 5 年度科目 3 1
文書 5 1	特定教員 E	2 0 1 3 年度科目 2 7
文書 5 2	特定教員 E	2 0 1 4 年度科目 2 7
文書 5 3	特定教員 E	2 0 1 5 年度科目 2 7
文書 5 4	特定教員 E	2 0 1 6 年度科目 2 7
文書 5 5	特定教員 E	2 0 1 4 年度科目 3 2
文書 5 6	特定教員 E	2 0 1 3 年度科目 3 3
文書 5 7	特定教員 E	2 0 1 6 年度科目 1 1

### 3 原処分で不存在とされた文書

文書①	特定教員 A	2 0 1 7 年度科目 1
文書②	特定教員 D	2 0 1 7 年度科目 6
文書③	特定教員 D	2 0 1 7 年度科目 7
文書④	特定教員 D	2 0 1 7 年度科目 8
文書⑤	特定教員 A	2 0 1 2 年度科目 1 2
文書⑥	特定教員 A	2 0 1 2 年度科目 1 3
文書⑦	特定教員 A	2 0 1 2 年度科目 1
文書⑧	特定教員 A	2 0 1 3 年度科目 1 4
文書⑨	特定教員 A	2 0 1 3 年度科目 1
文書⑩	特定教員 A	2 0 1 5 年度科目 1 2

文書⑪ 特定教員 A 2016年度科目14  
文書⑫ 特定教員 A 2016年度科目13  
文書⑬ 特定教員 E 2015年度科目20  
文書⑭ 特定教員 B 2016年度科目22  
文書⑮ 特定教員 E 2012年度科目29

#### 4 本件対象文書2

文書58 特定教員 A 2012年度科目13  
文書59 特定教員 A 2016年度科目14  
文書60 特定教員 A 2016年度科目13  
文書61 特定教員 A 2014年度科目11  
文書62 特定教員 A 2015年度科目11  
文書63 特定教員 B 2012年度科目34  
文書64 特定教員 B 2013年度科目34  
文書65 特定教員 E 2015年度科目33

#### 5 開示すべき文書

文書41ないし文書57, 文書65